

コンプライアンス推進とリスクマネジメント

積水ハウスグループは、コンプライアンスやリスクマネジメントを常時取り組むべき経営課題と位置付けています。取締役会の諮問機関として「リスク管理委員会」を常設化する一方、2017年にはCSR推進体制を見直し、CSR委員会の傘下に「ガバナンス部会」を設けました。さらに、2018年には重要な投資案件等について、取締役会の決議や稟議決裁の前に活発な意見交換を行う「経営会議」を設置し、コンプライアンス推進やリスクマネジメントに取り組んでいます。また、人権擁護にも1980年から取り組んでおり、社会から信頼される企業としての基盤を築いています。

コンプライアンス推進活動

当社グループは、コンプライアンスを「法令遵守にとどまらずCSRを念頭に置いたもの」ととらえるとともに常時取り組むべき経営課題と位置付け、徹底と推進を図っています。

取締役会の諮問機関として2016年に常設化した「リスク管理委員会」と、CSR推進体制のもと2017年度からCSR委員会の傘下に設けた「ガバナンス部会」の両輪でコンプライアンス推進上の課題を改善しながらPDCAサイクルを回しています。

当社グループは、グループ各社が企業活動を進める上での、会社および役員、従業員が遵守すべき企業倫理に関する共通事項として、2003年10月に「積水ハウスグループ企業倫理要項」を制定し、運用しています。

「積水ハウスグループ企業倫理要項」は、社会情勢の変化や企業活動の進展、グループ経営の観点などから、グループ全体への適用範囲の拡大や記載内容の改定を適宜進めています。2017年1月には、改正「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」および改正「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」が施行され、事業主に「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」を防止することが求められることから、その方針を全グループ従業員に周知徹底することを目的に、新たに「5-3 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」という項を追加するなどの改定を施しています。また、2005年から毎年10月を当社グループ全体で実施する「企業倫理月間」として、全グループ従業員への徹底を図っており、当社グループの全役員、全従業員が「企業倫理要項等遵守に係る誓約書」を毎年提出する取り組みも実施しています。

今後もグループ一丸となり、企業倫理の徹底に取り組んでいきます。なお、当該事業年度も法令や自主的規範への重大な違反はありません。

また、当該事業年度において、腐敗防止方針の不遵守により懲戒処分または解雇された従業員は0人であり、私たちの認識している限りにおいて、腐敗に関連した罰金、課徴金、和解金のコストはありませんでした。

公正な取引

当社グループは、「積水ハウスグループ企業倫理要項」の第3項に「お客様・取引先・競争会社との関係」を掲げ、適正取引の実施や下請法の遵守、接待・贈答の禁止など、公正な取引の徹底について明記しています。

また、内部統制チェック項目の一つに下請取引に関する項目を設け、公正な取引が実施されていることを確認しています。

2016年度は、全従業員が受講する「各種業法 法令研修」のテーマを「下請保護」とし、下請法・建設業法等で定められた下請取引に関する法規制について理解を深める取り組みを行いました。

個人情報保護の取り組み

当社グループは、住宅展示場や分譲地の販売事務所など、多くの事業拠点でお客様の個人情報をお預かりしています。個人情報保護法に対応した体制を整備し、定期的にe-ラーニングを実施するなど、従業員への教育研修を繰り返すことにより、お客様情報の適正な管理を徹底しています。e-ラーニングにはテストを組み入れ、従業員の個人情報保護に関する知識の定着状況を把握しています。執行役員であるCS推進部長を個人情報保護の統括責任者に任ずるとともに、専任部署「お客様情報相談室」を設置し、グループ全体で個人情報保護法遵守に対応した体制を整備しています。万一、お客様情報の紛失・盗難事故が発生した場合は、直ちにお客様に事情を説明するとともに、発生内容と以後の対応を当社ホームページでお知らせします。同時に可能な限りの情報回収を行います。

今後も個人情報保護に関するe-ラーニングを中心に、個人情報の取り扱いについて繰り返し教育指導を行うとともに、個人情報保護に対する知識と意識を高め、事故防止に努めます。

また、国際事業の展開に合わせ、海外においても、それぞれの地域に応じた個人情報保護の取り組みを強化しています。

人権擁護の推進

当社グループでは、人権侵害を「しない・させない・ゆるさない」企業体質にするために、女性・外国人・障がい者など、さまざまな人権問題に取り組んできました。

2003年に人事部内に設置した「人権推進室」を、2006年に法務部内に「ヒューマンリレーション室」として移設し、人権啓発を中心とした従業員への教育を行う一方で、職場のハラスメント問題に取り組んでいます。職場における人間関係やコミュニケーションの不調が、職場環境のあらゆる問題に影響を与えているとの認識のもと「ヒューマンリレーション」という言葉を組織名に用いています。

2010年にISO26000が発効され、指針となる7原則の一つに「人権の尊重」が示されました。2015年に国連で採択された2030アジェンダの「5つのP※」にも「すべての人の人権の尊重」が冒頭に謳われています。

世界人権宣言などの国際ルールの遵守、SDGsの考え方、異文化の理解等も踏まえ、お互いの人権を認め合う風土をより浸透させるべく、注力しています。

※ 持続可能な開発の重要分野：
人間(People)、地球(Planet)、繁栄(Prosperity)、平和(Peace)、連帯(Partnership)

内部通報システムと公益通報者の保護

全グループ従業員が利用できる内部通報システム「積水ハウスグループ企業倫理ヘルプライン(SCSシステム)」を設置しています。法令や企業倫理に違反する行為に直面した場合に、電子メールや電話等により、法務部コンプライアンス事務局に通報できるシステムです。通報者のプライバシー保護や通報を理由とした不利益な取り扱いの禁止などについては、SCSシステムのガイドラインに明文化しています。

2016年10月からは当社顧問弁護士事務所を社外受付窓口として追加しました。この他、「セクハラ・パワハラ

ホットライン」や労務管理全般の相談を受け付ける「人事110番」を開設しています。

まずは職場内で話し合い、問題を解決するのが理想ですが、本システムがあることを周知し、気兼ねなく相談できるように配慮することも重要と考え、常時携帯する小冊子に記載したり、ヒューマンリレーション研修などで告知したりしています。

一方、当社グループと継続的取引関係にある協力工事店・取引先の役員や従業員の方々から、当社グループの事業活動に関する法令・企業倫理違反または取引関係にかかる懸念事項についての相談を受け付ける制度として「積水ハウスグループ取引先企業倫理ヘルプライン」を2016年10月に設置しました。SCSシステムと同様に、社内受付窓口は法務部コンプライアンス事務局、社外受付窓口は当社顧問弁護士事務所です。

法令の遵守状況

「環境」に関する違反・罰則の有無

当該事業年度において重要な環境関連法規制等の違反はありません。また、工場においても周辺環境に影響を与える漏出事故は発生していません。

「製品およびサービス、安全衛生」に関する違反・罰則の有無

当該事業年度において製品およびサービスの提供、使用に関する法律や規制の違反に対する罰金の支払い、かつ安全衛生に関する規制および自主的規範の違反事例はありません。

「顧客プライバシー」に関する違反・罰則の有無

当該事業年度において顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して実証された不服申立はありません。

積水ハウスグループの内部通報システム体制

	窓口	相談方法	受付内容
積水ハウスグループ 企業倫理ヘルプライン (SCSシステム)	法務部コンプライアンス事務局 (社外)当社顧問弁護士事務所	電話 電子メール 本人限定受取郵便(書留郵便)	法令や企業倫理に違反する行為に直面した場合など
積水ハウスグループ 取引先企業倫理 ヘルプライン	法務部コンプライアンス事務局 (社外)当社顧問弁護士事務所	電話 電子メール 書簡	協力工事店・取引先の皆様が、積水ハウスグループとの取引・事業活動に関し、法令・企業倫理違反のおそれなどの不安・懸念を抱いた場合など
セクハラ・パワハラ ホットライン	法務部ヒューマンリレーション室	電話 電子メール	セクハラ・パワハラをはじめ人権に関する相談、人間関係の悩みや質問、および障がいのある従業員にとって働きやすい環境を整えるための相談など
人事110番	人事部	社内ホームページ	勤務時間・休日勤務等をはじめとする労務管理全般

※ この他、グループ従業員およびその家族が専門家からカウンセリングを受けられる外部(社外)相談窓口も開設しています。

反競争的行為等による法的措置の有無

当該事業年度において反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により、法的措置を受けた事例ならびに法規制への違反に対する相当額以上の罰金および罰金以外の制裁措置を受けた事例はありません。

リスク管理体制の強化

当社グループのリスク管理については、本社をはじめとする各担当部署において実施されるとともに、技術部長会や総務部長会等において職務別の取り組みがなされています。また、2018年4月の機構改革により、複数の本社部署を包括する「部門」を置き、取締役・執行役員の責任と権限を明確化しました。

取締役会の諮問機関として常設化している「リスク管理委員会」では、当社グループ各部門におけるリスク管理体制の整備状況の集約・検証や、リスク事案発生時の報告受理および再発防止策の検証などに取り組み、リスク管理を強化しています。さらに、2018年には重要な投資案件等について、取締役会の決議または稟議決裁に先立ち、経営方針・経営戦略との整合性等の観点から活発な意見交換を行い、リスクをヘッジする「経営会議」を設置。また、CSR推進体制のもと、CSR委員会傘下の「ガバナンス部会」でも従業員サイドからの主体的対応策を検討しています。

BCP(事業継続計画)の整備

大規模自然災害の発生など、万一に備え、BCP(事業継続計画)を整備しています。復旧に重きを置いた従来のガイドラインを改訂し、事業活動の継続を視野に入れて規定した営業本部・事業本部版「災害マニュアル」の運用を2013年に開始しました。今後高い確率で発生するといわれている南海トラフ巨大地震では、当社が本社を構える大阪においても甚大な被害が想定されます。本社での業務継続が困難となった場合に備え、本社における災害対策本部の設置・運用マニュアルとBCPを策定しています。今後も研修や訓練等を定期的実施し、マニュアルの検証・見直しを図っていきます。

また、住まいづくりには多数の部材・部品が必要なことから、取引先各社のBCM(事業継続マネジメント)にも注力しており、2017年度も「災害初動体制訓練」を実施しました。訓練を通じて、取引先各社のBCMの現状を確認するとともに、迅速な情報収集および対策の早期立案ができる体制へのステップアップを図っています。

自然災害発生時の対応

当社グループは、大規模自然災害等で被災したお客様の住まいをいち早く復旧させるとともに、応急仮設住宅を含めた新たな住まいを提供すべく、取り組んでいます(P.71「自然災害からの復旧・復興に向けた取り組み」参照)。

一方で、大規模自然災害に迅速・的確に対応するためには、災害に遭遇した際に従業員自身の被害を最小限にとどめられるよう、日ごろから防災意識を高めておくことが重要です。そのため、各事業所での定期的な避難訓練等の実施はもちろん、全従業員に「自然災害発生時の初動カード」を常時携行させ、災害発生時の対処法や安否報告等のルールを取り決めていきます。安否確認の訓練は年2回、「防災とボランティア週間」および「防災週間」に合わせて、全社を挙げて実施しています。

いざという時に被災地域の従業員やその家族の安否・被害状況等を早急に把握することが、復旧に向けたアクションの第一歩です。初動のスピードが事業所等のサポート体制の編成や全社的な支援要請を早めることにつながり、迅速なお客様サポートを可能にします。

2016年に発生した熊本地震や鳥取県中部地震、2017年の九州北部豪雨災害等においても東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、現地に速やかに対策本部を設置するなど初動体制を整え、いち早く対応しました。

自然災害発生時の初動カード	自然災害発生後の社員行動内容	勤務時間中に自然災害(地震)が起きたら						
常時携帯  熊本地震発生後、2017年10月現在	<table border="1"> <tr> <th>確認</th> <th>行動内容</th> </tr> <tr> <td> 安否確認 安全確認 上長に報告 </td> <td> 1.本人・家族の安否状況 2.顧客の安否状況 3.社員の安否 4.安全確保の有無 5.連絡方法 </td> </tr> <tr> <td> 上長の指示 正務の指示 </td> <td> 上長の指示に従い行動 支援活動 (当社が可能な範囲) ・被災者・社員への支援 ・お客様の安否確認・支援 ・地域への支援 業務外の復旧作業 ・事務所の整理 ・業務再開の準備 </td> </tr> </table>	確認	行動内容	安否確認 安全確認 上長に報告	1.本人・家族の安否状況 2.顧客の安否状況 3.社員の安否 4.安全確保の有無 5.連絡方法	上長の指示 正務の指示	上長の指示に従い行動 支援活動 (当社が可能な範囲) ・被災者・社員への支援 ・お客様の安否確認・支援 ・地域への支援 業務外の復旧作業 ・事務所の整理 ・業務再開の準備	【事前対応に備える】 1.地震発生時は、必ず「一瞬の命」を大切に避難し、傷を避けるように行動し、二次災害防止のために立ち回らない、避難場所を確認し、状況に応じて行動しよう。 【発生直後の対応】 1.パニックを避け、冷静に状況を把握し、周囲の状況を確認しよう。被災者や負傷者を発見したら、まずは安全を確認し、必要に応じて応急処置を行おう。 【復旧活動に備える】 1.復旧活動は、必ず安全を確認し、必要に応じて応急処置を行おう。被災者や負傷者を発見したら、まずは安全を確認し、必要に応じて応急処置を行おう。 【高層ビルの中にいる場合】 1.エレベーターは必ず避難禁止。必ず階段を降り、避難しよう。2階以上の場合は、必ず避難場所を確認し、必要に応じて応急処置を行おう。
確認	行動内容							
安否確認 安全確認 上長に報告	1.本人・家族の安否状況 2.顧客の安否状況 3.社員の安否 4.安全確保の有無 5.連絡方法							
上長の指示 正務の指示	上長の指示に従い行動 支援活動 (当社が可能な範囲) ・被災者・社員への支援 ・お客様の安否確認・支援 ・地域への支援 業務外の復旧作業 ・事務所の整理 ・業務再開の準備							

自然災害発生時の初動カード(一部)



被災地事業所の会議室を全国からの支援スタッフの詰所として活用